明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕

○児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九〇）　一

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件（**法務**三六〇～三六三）　二

○森林保全計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三七）　三

○児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件（**厚生労働**二七八）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録を更新した件（**農林水産**一〇五〇）　三

○保安林の指定を解除する件（**同**一〇五一～一〇六二）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一〇六三～一〇七三）　四

○道路に関する件（**関東地方整備局**三〇四～三〇八）　七

○道路に関する件（**九州地方整備局**九〇）　九

○浄化槽の型式を認定した件（**同**九一）　九

〔人事異動〕

内閣　行政改革推進本部事務局　内閣府　金融庁　公安調査庁　文部科学省　最高裁判所　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項　九

日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　一二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一二

〔公　告〕

諸事項

**官庁**

財団、有権者申出方、製造たばこ小売定価、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権関係　一二

**裁判所**

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生関係　一三

**会社その他**

**会社決算公告**　一三

## 省　令

### ○厚生労働省令第九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の八第一項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の十第二項第一号中「社会福祉」を「保育原理」に改め、同項第二号中「児童福祉」を「教育原理及び社会的養護」に改め、同項第三号中「発達心理学及び精神保健」を「児童家庭福祉」に改め、同項第四号中「小児保健」を「社会福祉」に改め、同項第五号中「小児栄養」を「保育の心理学」に改め、同項第六号中「保育原理」を「子どもの保健」に改め、同項第七号中「教育原理及び養護原理」を「子どもの食と栄養」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行前に、この省令による改正前の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第二号、第三号、同号及び第四号、第五号又は第七号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年にそれぞれこの省令による改正後の児童福祉法施行規則第六条の十第二項第三号、第五号、第六号、第七号又は第二号に掲げる科目に合格したものとみなす。